

## 情報連携の本格運用開始に関するQ & A

平成 29 年 11 月 8 日  
内閣官房番号制度推進室  
総務省大臣官房個人番号企画室

### ■ 1 情報連携の実施、添付書類の省略

問 1 今回情報連携の本格運用の対象となっている事務手続(※)は、全て情報連携を活用して、添付書類の提出等を省略しなければならないのか。

(※)平成 29 年 11 月 2 日付け府番第 210 号・総官企第 33 号「情報連携の本格運用開始期日並びに本格運用開始時点において情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類等について」別紙 2 に記載されている事務手続。

【答】

- 平成 29 年 4 月 21 日付け府番第 77 号・総官企第 227 号「情報提供ネットワークシステムの運用開始について」の 6 試行運用の終了及び本格運用の開始に記載のとおり、各行政機関は、行政運営の効率化・手続の簡素化による負担軽減等を目的としたマイナンバー法本来の運用として、その趣旨に則った対応を行っていただく必要があります。したがって、添付書類の提出等を省略できる手続は、全て情報連携を活用して事務処理を行うことが基本です。

問 2 情報連携の対象となっている手続であるが、情報連携を行わず、各行政機関の裁量で当該手続については申請者に添付書類の提出を求めることとする運用はできるか。

【答】

- 国及び地方公共団体は、マイナンバー法第 4 条及び 5 条において同法の基本理念に則り施策を実施することとされており、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化という同法の基本理念に鑑みれば、問 1 のとおり、全て情報連携を活用して事務処理を行うことが基本です。したがって、個別の行政機関の判断で、特定の手続について情報連携によって省略可能な添付書類の提出を求め続けることは不適切であると考えられます。
- なお、システムの準備が整わない等、各行政機関の個別の事情により情報連携を行うことができない事務手続がある場合には、速やかに問題を解決するとともに、当該行政機関において国民・住民に必要な御説明をいただくようお願いします。

問 3 情報照会先において中間サーバーへの副本登録ができていない場合、申請者に添付書類の提出を求める必要があるのか。

【答】

- 情報照会先において中間サーバーへの副本登録ができておらず、情報連携を行えないことが明らかである場合(例：一部の医療保険者)には、各制度所管府省から示された通

知等にしながらって対応してください。

- それ以外の場合においては、必要な情報の副本登録ができていなくても、情報提供者はマイナンバー法第 22 条第 1 項の規定により情報照会があった場合の回答が義務付けられていること、また中間サーバー接続端末において個別の照会に対して回答する形で情報提供は可能である（※）ことから、申請者に改めて添付書類の提出を求めずとも事務処理を行うことが可能です。
- また、情報照会先のシステム上の不具合等によって情報連携を行うことができない場合においては、まずは、接続運用規程等に基づき情報照会先の不具合等の解消を求め、その後再度情報照会を行うことで事務処理することとなります。

（※）対応の方法については、地方公共団体情報システム機構「地方公共団体 情報連携中間サーバーシステム・ソフトウェア」自治体中間サーバーにおける特定個人情報の取扱いについて」5.2 自動応答しない場合の情報提供について等を参照のこと。

問 4 保険料の賦課等のように本人からの申請に基づかない事務において、本人の意思に関わりなく情報連携を行うことは差し支えないのか。

【答】

- 個人番号利用事務において、マイナンバーを利用するに当たっての本人の同意は不要です。
- また、本人の意思に関わりなくマイナンバー法第 14 条第 2 項の規定により住基ネットを用いてマイナンバーを取得することも可能です。
- 情報連携についても、マイナンバー法第 19 条第 7 号の規定による情報照会が行われた場合、同法第 22 条第 1 項の規定により情報提供を行うことが義務とされているため、特に本人同意が必要とされている事務手続（※）を除き、本人の同意は不要です。

（※）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第七号の規定により地方税関係情報を照会する場合に本人の同意が必要となる事務を定める告示（平成 29 年内閣府・総務省告示第 1 号）に規定される事務手続。

## ■ 2 申請書にマイナンバーを記載していない方への対応

問 5 申請者が申請書類にマイナンバーを記載していない場合、どのように対応すべきか。

【答】

- マイナンバーは当該申請等に係る各制度の個別法令において記載・提出することとされていることをまず申請者に御説明いただく必要があります。
- 仮に記載がない場合には、補正を求める等の対応を取ることが適切です。

問 6 申請書類にマイナンバーを記載するよう求めてもなお、申請者が記載を拒否する場合、どう対応すべきか。

【答】

- 申請者がマイナンバーの提供を明示的に拒否する場合は、情報連携を行わず、申請者に添付書類の提出を求めることが適切です。

問7 申請者が申請書類にマイナンバーを記載していない場合、マイナンバー法第14条第2項の規定により行政機関側で住基ネットを用いてマイナンバーを調べ、記入してもよいか。

【答】

- マイナンバー法は、国民の利便性向上と同時に行政運営の効率化をその趣旨として掲げており、本人からの申請等による事務で、各制度の個別法令においてマイナンバーを記載・提出することとされているものについて、個人番号利用事務実施者が情報連携のためにマイナンバー法第14条第2項の規定によりマイナンバーを取得することは、行政運営の効率化の趣旨から望ましくなく、原則として本人からマイナンバーの提供を受けべきものと考えます。
- 個別のケースにおける対応については各行政機関の判断となりますが、上記趣旨及び本Q&Aの内容を踏まえた対応をお願いします。
- なお、副本の更新等の内部管理に活用するため、同項の規定により住基ネットを用いてマイナンバーを取得することは差し支えありません。

問8 申請者がマイナンバーカードや通知カードを紛失しており、マイナンバーの確認ができない場合、どう対応すべきか。

【答】

- 申請者が自身のマイナンバーを確認できる書類を紛失している場合、当該申請に係る手続のみならず、今後の手続においても自身のマイナンバーを把握している必要があることから、マイナンバーが記載された住民票の写しの交付を受ける、マイナンバーカードや通知カードの再交付を受ける等によって自身のマイナンバーを把握していただいた上で、当該申請書へのマイナンバーの記載を求めることが適切であると考えます。

問9 申請書にマイナンバーの記載はあるが、番号確認書類を持参していないため、当該申請において番号確認ができない場合、マイナンバー法施行規則第3条第1項第1号の規定により住基ネットを用いて番号確認することができるか。

【答】

- マイナンバー法第16条の規定による番号確認は、マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し等の番号確認書類の提示によって行うことが原則です。
- これらの番号確認書類の提示が困難なときは、同法施行規則第3条第1項第1号の規定

による住基ネットを用いた番号確認が認められており、ケースによってはこれに該当する場合もあると考えられるため、個別の状況に応じて各機関で判断してください。ただし、この場合でも申請者の身元確認は別途行う必要があります。

### ■ 3 DV・虐待等被害者への配慮

問 10 DV・虐待等被害者に関して情報連携を行う場合には、どのような点に留意すればよいか。

【答】

- 本人からの申出等により、申請者等がDV・虐待等被害者であることが把握された場合には、その情報提供等記録をマイナポータルで加害者が確認すること等により被害者の所在地につながる情報が伝わらないよう、不開示コードを付した上で、情報連携を行う必要があります。
- 上記対応に関しては、平成 29 年 7 月 13 日付け事務連絡「DV・虐待等被害者に係る不開示コード等の設定に関する基本的な対応等について」及び平成 29 年 11 月 8 日付け事務連絡「DV・虐待等被害者に係る不開示コード等の設定に関する留意事項について」を发出していますので御参照ください。

### ■ 4 広報対応

問 11 本格運用の開始に当たって、地方公共団体においてはどのような広報対応を行うべきか。

【答】

- 平成 29 年 4 月 21 日付け府番第 77 号・総官企第 227 号「情報提供ネットワークシステムの運用開始について」の 7 広報対応に記載のとおり、情報連携によって省略可能となる書類については、パンフレットやホームページ等における当該事務手続のために申請者が提出すべき書類の記載から削除する、広報誌等で別途案内する等、所要の変更や対応をお願いします。

(以上)